

千葉県では、令和2年7月に九州地方を中心に発生した豪雨により被災し、危険物取扱者・消防設備士免状を喪失・破損等した方のうち、**既に免状の再交付を行った方に対して、納付した再交付手数料を還付できる**こととしました。

再交付手数料の還付を希望する方は、下記のとおり申請をお願いします。

1 対象者

千葉県知事交付の危険物取扱者・消防設備士免状を所持し、本年7月に九州地方を中心に発生した豪雨により被災し、免状を喪失・破損等した者のうち、**既に免状の再交付申請を行い、再交付手数料を納付した者。**

2 還付額

1,900円（再交付手数料全額）

3 還付期間

令和3年3月31日まで

4 申請受付窓口

窓 口：千葉県防災危機管理部 消防課 予防・石油コンビナート班

注意点：事前に申請内容の確認をさせていただきますので、下記問合せ先へご連絡ください。

減免申請とは受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

5 申請に必要な書類等

- ・手数料**還付**申請書（※1）
- ・り災証明書または被災証明書 等（※2）
- ・本人証明書類（※3）
- ・再交付した免状の写し（両面）

（※1）手数料還付申請書は、以下で入手できます。

- ・千葉県防災危機管理部 消防課 予防・石油コンビナート班
- ・一般財団法人消防試験研究センター千葉県支部
- ・千葉県ホームページ (<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoubou/yobou/r02-7gatugouu.html>) からダウンロード

（※2）本年7月に九州地方を中心に発生した豪雨により被災した事実が分かるものを提出してください（写しも可）。

（※3）運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード（写真付き）のいずれかの写しを提出してください。

6 その他

- (1) 後日、申請内容を確認する場合がありますので、申請書には平日昼間に連絡のつく電話番号を必ず記載してください。
- (2) 申請に必要な書類をそろえることが困難な場合は、お問合せください。

7 お問合せ先

(1) 申請関係

千葉県防災危機管理部 消防課 予防・石油コンビナート班

住所：〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

電話：043-223-2177

(2) その他事項

一般財団法人消防試験研究センター千葉県支部

住所：〒260-0843

千葉市中央区末広2-14-1

電話：043-268-0381